

令和2年11月1日

2学年の保護者様

新潟商業高等学校長

令和2年度の修学旅行中止に伴う保護者説明会について（報告）

このことについて、去る10月23日（金）に実施させていただきました。

つきましては、当日配布した資料とともに、保護者の方からの質問などに対する回答について報告させていただきます。

なお、修学旅行の中止に伴い、2学期の期末考査の日程が変更となり、12月2日（水）からとなりますので、お知らせいたします。

## 【当日配布した資料】

### 1 修学旅行について

- 修学旅行は、学習指導要領において特別活動の1つとして位置づけられ、その教育的意義は大きく、学校生活の様々な活動の中でも生徒にとって大切な教育活動である。
- 本校では、平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、歴史や自然、文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについて望ましい体験を積むことができるような活動を計画していた。
- こうしたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、旅行先の変更や規模縮小を含めて旅行業者とも検討を進めてきた。

### 2 当初の計画

長崎県(新潟から羽田経由)	12月4日(金)～12月7日(月)	3泊4日
---------------	-------------------	------

※ 東京駅から山手線及びモノレールを使用せず、12/3に茨城県つくば市で前泊する案も検討した。

### 3 検討した代案

岩手県(平泉)・宮城県(松島)	12月6日(日)～12月8日(火)	2泊3日
新潟県(佐渡)	12月3日(木)～12月5日(土)	2泊3日

### 4 修学旅行を中止にした理由

- 全国的に未だ収束の兆しが見えず、また、陽性者の感染経路が不明である場合や症状の無い感染者もいる場合など、不安や懸念が払拭できないこと。
- 長時間の移動や修学のための見学先の混雑状況、宿泊場所が貸し切りではないことや集団での寝食に伴う感染リスクに対する不安があること。
- 生徒の健康を第1に考えると同時に、保護者及びご家族の皆様の健康面にも配慮する必要があること。
- 生徒が陽性者や濃厚接触者になった場合、学校だけでなく保護者などの職場への影響も想定したこと。

### 5 旅行の中止に伴うキャンセル料

- キャンセル料は発生しない。しかし、これまでの旅行に係る企画料として生徒一人あたり約7,500円を修学旅行積み立て金から支払うことになる。
- 県教育委員会では、国の臨時交付金を活用して一定の条件のもと補助を行う方向で検討を進めているとのこと。

### 6 その他

- 修学旅行のために積み立て金の精算については、後日お知らせします。

## 保護者の方からの質問に対する回答及び要望(概要)

※ 当日は、ご多用の中、15人の保護者の方に参加していただき、以下の質問などがありましたので、その概要をお知らせいたします。なお、学校側の説明者は、校長、副校長、教頭、学年主任で行いました。

### 1 修学旅行について保護者アンケートを実施しなかった理由は何か。

- アンケートについては、実施した学校に聞いたところ「実施してほしい」という意見と「中止してほしい」や「行かせることに不安を感じる」などの意見があったとのことである。そのため、アンケート結果により実施の可否が分かることを想定してアンケートを見合わせた。
- 仮にアンケートを実施した結果、修学旅行の参加に同意できない保護者が10%(36人)であったとしても、その10%の意見を少数として修学旅行を実施することは、教育的な配慮にかけると判断した。
- 最終的には2学年の先生方とも相談し、校長の判断で中止することにした。

### 2 修学旅行を実施する学校と実施しない学校があるが、それはそれぞれの学校の判断なのか。県として何か示されているものがあるのか。

- 文部科学省や県教育委員会からは、「感染防止策を適切に講じた上で、修学旅行の教育的意義や生徒の心情等を踏まえ、各学校において感染状況を見極めながら判断すること」の通知はあったが、中止は校長の判断である。
- なお、10月8日(木)の時点では、県内で中止した学校が39校、4校が検討中とのことである。実施を予定している学校は38校となっている。

### 3 普段授業や部活動で一生懸命に頑張っている子供達は、修学旅行を非常に楽しみにしていた。感染症が落ち着いた時期に、生徒同士が楽しむことのできる企画を考えてもらえないか。

- 今後1、2月は商業関連学科では検定が続くとともに、2月からは特色化選抜入試や一般入試が予定されている。また、3月下旬には国際教養科の国内語学研修が計画されており、年度末までの期間は厳しい状況にある。
- 修学旅行は生徒や学校にとっても大切な教育活動の1つであり、それに代わる企画については実施の可否や時期を含めて今後検討したい。

4 これまでの修学旅行の積立金は現在いくらあるのか。企画料を差し引くといくら返金されるのか。

- 現在までの積立金は、令和元年6月から今年6月までで(8月と3月は徴収なし)毎月10,000円を積み立てていただき、計110,000円となっている。
- 企画料は、1人あたり約7,500円で、積立金から差し引き残額を返金することになる。
- なお、企画料については、県教育委員会が国の臨時交付金を活用して一定条件のもと補助を行うことを検討していると聞いているが、その一定条件がどのようなものなのか、補助される額が一部なのか全額なのかはまだはっきりしていない。通知が届き次第、保護者の方に連絡させていただく。

5 なぜ、企画料を支払わなければならないのか。(不参加の方からの事前質問)

〈旅行者からの回答〉

- 受注型企画旅行(修学旅行などオーダーメイドの企画旅行のこと)の旅行業約款やご契約いただいた際に提出した旅行条件書面のとおり、旅行の中止及び方面や日程の変更の場合も既存の旅行を中止する扱いとなり、ご契約時に記した条件書面の企画料分が取消料として発生することになる。
- なお、旅行業法では受注型企画旅行において、キャンセル料が発生する前に旅行が中止になった場合、旅行者は契約者に企画料を請求することができるとなっている。

**【契約の解除に関わる取消料：旅行条件書面抜粋】**

- ・ 契約から旅行出発の21日前までは企画料が取消料となる。
- ・ 旅行出発の20日前～8日前までは旅行代金の20%が取消料となる。